

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方 (H25.8.27)

項目	H25.8.21 運営委員会	H25.7.9 全体会
<p>情報の共有</p> <p>市政に関する情報の共有</p>	<p>市議会及び市は、市政への市民の参加が促進されるよう、<u>計画立案段階から</u>市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。</p> <p>市民は、まちづくりを進めるために、市民の持っている有効な情報を提供し、市民・市議会・市で適正に共有します。</p> <p>市議会及び市は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します</p> <p>市議会及び市は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開します。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。</p>	<p>【第1案】市は、市政に関する情報について、市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければなりません。</p> <p>(1) 市政に関する情報について、紙媒体やインターネットなどさまざまな手法を効果的に組み合わせ用いるとともに、図表等を用い、理解しやすい文章を心がけるなど、市民に分かりやすく提供できるよう努めること。</p> <p>(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。</p> <p>(3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。</p> <p>市議会及び市は、市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。</p> <p>市民は、まちづくりを進めるために、市民の持っている有効な情報を提供し、市民・市議会・市で適正に共有します。</p>

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方 (H25.8.27)

項目	H25.8.21 運営委員会	H25.7.9 全体会
個人情報 の保護	<p>市は、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等にあたっては、適切な保護措置を講じなければなりません。</p> <p><b>※個人情報保護法および個人情報保護条例との関連について、総務課法規担当に要確認</b></p>	<p>市は、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等にあたっては、適切な保護措置を講じなければなりません。</p>
説明責任・ 応答責任	<p>市は、市政の計画立案、実施および評価の各段階において、適切な方法により市民に分かりやすく説明しなければなりません。</p> <p>市は、市民から意見、提案、要望等（以下「意見等」といいます）が積極的に提出されるよう、様々な工夫をする必要があります。また、その意見等には、適切に応答しなければなりません。</p> <p>市長は、行政運営に関し<b>要望</b>等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるとともに、<b>要望</b>等の内容を取りまとめ、公表しなければなりません。</p>	<p>市は、市政の計画立案、実施および評価の各段階において、適切な方法により市民に分かりやすく説明しなければなりません。</p> <p>市は、市民から意見、提案、要望等（以下「意見等」といいます）が積極的に提出されるよう、様々な工夫をする必要があります。また、その意見等には、適切に応答しなければなりません。</p> <p>市長は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるとともに、苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければなりません。</p>
市民 自 まちづくり と地域コ ミュニティ	<p>市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、市民によるまちづくりの担い手であることを認識</p>	<p><b>【第1案】</b>市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、市民によるまちづくりの担い手であるこ</p>

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方 (H25.8.27)

項目	H25.8.21 運営委員会	H25.7.9 全体会
治 の 仕 組 み	<p>し、積極的にその活動に参加<u>することにより、これを守り育てる</u>ように努めるものとします。</p> <p>地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民によるまちづくりの推進に努めるものとします。</p>	<p>とを認識し、積極的にその活動に参加するように努めるものとします。</p> <p>地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民によるまちづくりの推進に努めるものとします。</p> <p><b>【第2案】</b>地域コミュニティは、自主的および自立的に活動するまちづくりの重要な担い手として、市民が安心して、心豊かに暮らすことができる地域を自ら形成していく役割を有します。</p> <p>地域コミュニティは、地域住民相互の連携を促進するとともに、地域の課題の解決に向けて市やNPO等と協働してまちづくりを行うよう努めます。</p> <p>市民は、地域コミュニティが行うまちづくりに積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>市は、地域コミュニティの役割を尊重するとともに、その活動が促進されるよう、公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対し、必要に応じて支援を行います。</p>
地域コミュニティの育	<p>市は、市民によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性</p>	<p>市は、市民によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性</p>

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方 (H25.8.27)

項目	H25.8.21 運営委員会	H25.7.9 全体会
成・支援	<p>及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。</p> <p>市は、市民や地域コミュニティに対して、まちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めなければなりません。</p>	<p>及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。</p> <p>市は、市民や地域コミュニティに対して、まちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めなければなりません。</p>
地域におけるまちづくり	<p>地域におけるまちづくりは、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で「地域まちづくり協議会」を設置し、まちづくりを進めます。</p> <p>地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの団体とします。</p>	<p>地域におけるまちづくりは、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で「地域まちづくり協議会」を設置し、まちづくりを進めます。</p> <p>地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの団体とします。</p> <p>市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、適切に役割を分担し、地区担当の職員を配置するなどの支援を行います。</p>
住民投票	<p>市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。</p> <p>市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、</p>	<p>市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。</p> <p>市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、</p>

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方 (H25.8.27)

項目	H25.8.21 運営委員会	H25.7.9 全体会
	<p>その結果を尊重するものとします。</p> <p>住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。</p>	<p>その結果を尊重するものとします。</p> <p>住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。</p>
協働によるまちづくり	<p>市民、市及び市議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、互いを対等なものとして尊重しながら、協力してまちづくりに取り組むものとします。</p> <p>市は、<u>市民活動団体や企業など多様な主体との協働についてのガイドラインを策定するなど</u>、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行います。</p>	<p>【第1案】市民、市及び市議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、互いを対等なものとして尊重しながら、協力してまちづくりに取り組むものとします。</p> <p>市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行います。</p> <p>【第2案】市長は、まちづくりにおける課題解決のため、総合計画に基づく事業を実施するにあたり、市民に参画の機会を開き積極的な協働を推進しなければなりません。</p> <p>市民および市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性および特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めます。</p> <p>市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は</p>

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方 (H25.8.27)

項目	H25.8.21 運営委員会	H25.7.9 全体会
		<p>協力するよう努めるものとします。</p> <p>市民、市議会および市長等は、ともに協働の観点から総合計画に基づくまちづくりの課題を共通認識し、それぞれの役割で力を発揮し、協力してまちづくりに取り組むとともに、協働を推進する環境の整備を行うものとします。</p> <p>市民、市議会および市長等は、協働を一層推進するため、市民活動団体や企業など多様な主体との協働についてのガイドラインを策定するものとします。</p>